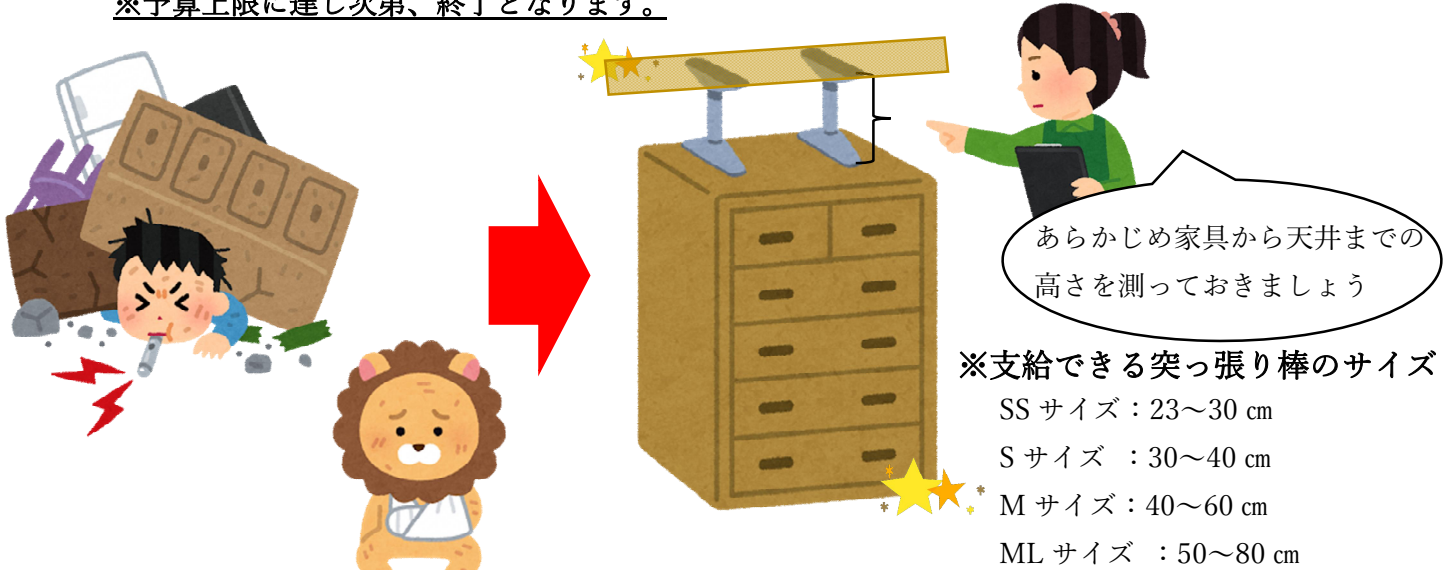


家具を固定して、自分の命を守りましょう

阪神・淡路大震災では、死者の80%以上が家屋の倒壊や家具等の転倒による圧迫死であったと報告されています。建物をいくら補強しても、家具の下敷きになってしまっただけでは意味がありません。“自分の命、安全は自分で守る”ために。そして、家族の身の安全を守るためにも家具の転倒防止対策はとても大切です。

【家具転倒防止器具支給事業】

※予算上限に達し次第、終了となります。



対象者

- ① 65歳以上の者（事業を利用する日の属する年度内に満65歳に達する者を含む。）のみで構成する世帯
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者又は18歳未満の者で同法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の属する世帯
- ④ 知的障害者福祉法施行令（昭和35年政令第103号）第1条の判定書又は療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）第4の2による療育手帳の交付を受けた者の属する世帯
- ⑤ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は介護保険法第7条第4項に規定する要支援者の属する世帯

対象となる家具

タンス、食器棚、書棚などの大型の木製家具で、地震時に転倒し被害を及ぼす可能性のあるもの3台まで。（1世帯1回限り）

支給品

転倒防止用突っ張り棒またはL字金具 最大3組（6本）

費用・申請方法

- ① 無料（当て板や滑り止めマット等を使用する際は、ご自身でご用意（自己負担）となります。）
- ② 吉川市役所危機管理課に申請書を直接提出（取付希望者の本人確認が必要となりますので、本人確認書類をご持参ください。）

吉川市役所 危機管理課 危機管理担当
Tel : 048-982-9471